

春日井市ふれあい農業公園利用にあたっての注意事項

春日井市ふれあい農業公園を利用するにあたり、次の事項に御注意ください。

(目的)

1. この注意事項は、春日井市ふれあい農業公園を利用するに際し、必要な事項を定めるものとしてとします。

(利用許可)

1. 農業公園を利用するにあたり、指定の申し込み方法に沿って申請手続きを行い、農業公園管理者の利用許可を受けてください。

(利用許可の取消し)

1. 次のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を中止していただきます。
 - ① 利用条件並びに農業公園管理者の指示に従わない場合
 - ② 災害その他の事故により利用できなくなった場合
 - ③ 公共の福祉のためやむを得ない理由がある場合

(利用料金)

1. 利用料は、期日までに指定の方法により農業公園管理者に納付してください。
2. 利用期間の途中で利用をやめる場合でも利用料金を精算、返還することはできません。ただし、次に該当するときは、その全部又は一部を返還します。
 - ① 農業公園管理者が施設等の利用の許可を取り消し、又は中止と判断したとき
 - ② 災害その他利用者の責めに期さない理由により農業公園の施設等を利用できなくなったとき
 - ③ 利用者が利用の日の3日前までに利用の取消し又は許可事項の変更を申し出た場合において相当の理由があると農業公園管理者が認めるとき

(天候事由による閉場)

1. 台風、強風、豪雨、各種気象注意報、警報発表などによる悪天候のため利用者の安全確保が困難と判断した場合は、開園時間中であっても閉場する場合があります。
 - ① 利用開始までに閉場が決定した場合は、キャンセル料は発生しません。
 - ② 利用途中で閉場が決定した場合は、利用料を返金しません。

(利用者の資格)

1. 春日井市ふれあい農業公園利用者は、この「春日井市ふれあい農業公園利用にあたっての

注意事項」を遵守出来る方とします。

2. 利用施設毎の申込方法によって、施設側が使用許可をした方とします。

(団体利用)

1. 農業体験農園及び収穫体験農園を10名以上或いは企業/学校等の諸団体による利用、又はバーベキュースペースを4区画以上或いは25人以上で利用を希望する場合は、事前に相談してください。

(禁止事項)

1. 利用者は農業公園管理者の指示に従い、次の行為を行わないようにしてください。尚、管理者の指示に従わない場合は、利用の取り消し、あるいは制限をする場合がございます。
(ふれあい農業公園条例施行規則第17条、春日井市都市公園条例第4条 参照)
 - ①指定された場所以外での喫煙をしないこと
 - ②農業公園管理者に許可された場所以外で火気を使用しないこと
 - ③ 危険物や農業公園を損傷又は汚損する可能性がある物の持ち込みをしないこと
 - ④ 農業公園管理者に許可されたもの以外の植物の伐採をしないこと
 - ⑤ 市又は農業公園管理者が植えた樹木以外の樹木を定植しないこと
 - ⑥ 農業体験農園、貸し農園、収穫体験農園、管理棟内にペットを同伴させないこと
 - ⑦ バーベキュースペース以外へのアルコール類の持ち込み及び飲酒をしないこと
 - ⑧ 騒音を発し、又は暴力を用いる、他区画へ干渉するなど、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと
 - ⑨(1)~(8)に掲げるもののほか、春日井市都市公園条例第4条に掲げる禁止行為及び農業公園の管理上不適当と認められるような行為をしないこと

(災害の補償)

1. 管理者側は、利用者が受けたいかなる災害に対してもその責任を負いません。

(損害の賠償)

1. 利用者が施設に損害を与えた場合、利用者の責任において補修し、施設開設者の同意を受けなければいけません。

(事故・トラブル)

1. 農園利用による事故、トラブルについては責任を負いかねますので各自心がけてご利用をお願いします。

(管理者の都合による利用中止)

1. 管理者側の都合で利用中止となった場合、或いは、災害その他利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなった場合は、利用中止期間分の利用料を返還します。

(注意事項)

【共通事項】

1. 市及び農業公園管理者は、利用者が受けたいかなる災害に対してもその責任を負いません。
2. 利用者が施設に損害を与えた場合、利用者の責任において補修し、市及び施設管理者の了解を得てください。
3. 市及び農業公園管理者は、利用者が農業公園を利用した際に発生した事故及びトラブルに対し、その責任を負いません。
4. 利用者が農業公園内に持ち込んだゴミや発生させたゴミは、各自で持ち帰ってください。

【農業体験農園】

1. 4月1日から9月30日までは、午前7時15分から利用することができます。ただし、午前7時30分から午前8時15分までは、自動車又は自動二輪車（原動機付自転車を含む。）による出入りを禁止します。
2. 申込者多数の場合は抽選を行い、当選した方のみ利用できます。
3. 利用者は、農業公園管理者が許可した場合、ふれあい農業公園内の施設及び農機具を利用することができます。ただし、貸し出しできる農機具の数には限りがありますので、可能な限り利用者が持参してください。

利用できる農機具	①鍬 ②ショベル ③移植ごて ④じょうろ ④ 一輪車 ⑥リヤカー ⑦鎌 ⑧剪定鋏
----------	---

4. 隣の区画に干渉しないように配慮してください。
5. 利用期間が終了した時点で残存物がある場合は、利用者の責任において処分し、農業公園管理者の確認を受けてください。
6. 利用者は、利用区画及び通路に雑草を繁茂させることなく、農園の美化に努めてください。
7. 無農薬栽培を義務付けていません。

【貸し農園】

1. 申込者多数の場合は抽選を行い、当選した方のみ利用できます。
2. 利用者は利用開始日当日までに貸し農園の利用契約書を締結するものとします。
3. 契約期間は4月1日から翌年の3月31日までとします。ただし、期間の途中から契約した場合は、契約日から3月31日までを契約期間とし、利用料を月割りで算出します。なお、開園初年度は2月29日から3月31日までを契約期間とし、利用料を月割りで算出します。
4. 契約は、最長で令和6年3月31日まで更新することができます。契約を更新する場合は、必ず利用終了日の3か月前までに農業公園管理者に申し出をし、次の利用開始日までに利用

契約書を再締結することとします。

5. 4月1日から9月30日までは、午前7時15分から利用することができます。ただし、午前7時30分から午前8時15分までは、自動車又は自動二輪車（原動機付自転車を含む。）による出入りを禁止します。
6. 利用者は、農業公園管理者が許可した場合、ふれあい農業公園内の施設及び農機具を利用することができます。ただし、貸し出しできる農機具の数には限りがありますので、可能な限り利用者で持参してください。

利用できる農機具	①鍬 ②ショベル ③移植ごて ④じょうろ ⑤ 一輪車 ⑥リヤカー
----------	-------------------------------------

7. 隣の区画に干渉しないように配慮してください。
8. 利用者が栽培した作物は、契約期間内にすべて収穫してください。契約期間が終了した時点で残存物がある場合は、利用者の責任において処分し、農業公園管理者の確認を受けてください。
9. 利用者は、利用区画及び通路に雑草を繁茂させることなく、農園の美化に努めてください。
10. 無農薬栽培を義務付けていません。

【収穫体験農園】

1. 予約を頂いた後、天候や生育状況により実施できない場合があります。

【バーベキュースペース】

1. 1区画あたりの利用人数を守って申込みください。未就学児（利用料金無料）も利用人数に含めてください。
2. 中学生以下のみで利用することはできません。
3. バーベキュー用の食材の予約及び予約内容の変更は、利用日の5日前までとします。予約後にキャンセルする場合は、キャンセル料として食材料金の全部又は一部を納付していただきます。

	キャンセル料
利用日の5日前の15時までに利用を取り消した場合	0%
利用日の5日前の15時以降から利用日の3日前の15時までに利用を取り消した場合	70%
利用日の3日前の15時以降	100%

キャンセル料金は、キャンセルが確定した日から1週間以内に指定の口座に金融機関等の振込により支払ってください。

4. 区画当たりの料金に含まれる備品は、机1台（8人掛け）、椅子8脚、タープ1台です。利用途中に追加して備品を借りる場合は、受付に申込みをし、追加分の料金を支払ってください。

5. 貸出用のグリルを使用する場合は、農業公園管理者がグリルを設置し、ガスボンベに接続します。その他の備品の準備は、利用者が行ってください。
6. 貸し出した備品が破損又は紛失し、原因が明らかに利用者起因の場合は、仕入に必要な費用を請求します。
7. 持ち込み可能な機材は、アウトドア専用の機材とします。地面に火や熱が直接伝わる機材や方法で火気を使用することは禁止します。また、バーベキューコンロは、炭式、ガス式を問いませんが、地面から高さ30cm以上の脚付又は専用のスタンドがあるものに限りです。屋内用卓上コンロや七輪、薪の使用はできません。
8. 提供食材の安全管理のため、利用者においても次の事項に十分に注意をしてください。
 - ①食材は、常に保冷バックに入れた状態を保ってください。
 - ②食材は、できるだけ早くお召し上がりください。
 - ③食材は、十分に火を通してからお召し上がりください。
 - ④当日余った食材を持ち帰ることは、食中毒防止の観点から止めてください。農業公園管理者は、当日余った食材を持ち帰り、食中毒が生じた場合、一切の責任を負いません。
 - ⑤農業公園管理者は、利用者による食材の利用方法や管理方法に起因して生じた不利益に対して一切の責任を負いません。
9. 農業公園内では、アルコール類の販売はしていません。利用者がアルコール類を持ち込むことは可能ですが、次の事項を守ってください。
 - ①バーベキュースペース以外の場所で飲酒しないでください。
 - ②未成年者の飲酒は法令により禁止されています。発見した場合は、警察に通報します。
 - ③アルコール類の飲みすぎによる泥酔は、他の利用者への迷惑となりますので、飲酒する酒量には十分気を付けてください。
 - ④車を運転する人は、飲酒をしないでください。車を運転する人は、「ハンドルキーパー」のワッペンを着用してください。
10. ゴミの分別/処理の徹底をお願いします。
 - ①利用に伴い発生したゴミは必ず利用者で処分をお願い致します。また、園外から持ち込んだゴミは必ず持ち帰りをお願いします。
 - ②分別されていないゴミ袋は一切捨てることが出来ません。必ず分別ルールを厳守の上、ゴミ捨て場へお持ちください。
 - ③液体の入った瓶や缶（ドリンク・調味料など）及び、危険物（燃料系・刃物類など）は捨てることができませんので、予めご了承ください。
11. 農業公園管理者が、利用者の持ち込んだ器材により場内や他人に危険を及ぼすと判断した場合は、利用を中止していただくことがあります。
12. 延長して利用したい場合は、農業公園管理者に相談してください。空き状況により利用できる場合があります。
13. その他注意事項

- ①公園内でバーベキューを楽しんでいただくことを目的としておりますので、主催者が不特定多数の参加を募り、料金を徴収するイベント等でのご利用はできません。
- ②他のお客様に迷惑となる行為はご遠慮いただき、禁止事項としております。
 - ・大きな声や音を出して騒ぐ（カラオケ、音楽等）
 - ・ボール遊び、プール・水遊び、しゃぼん玉、花火など
- ③ ペットを連れてのバーベキュースペース入場は、ご遠慮ください。
- ④安全管理上、職員の指示があった場合は、それに従ってください。また公園内ルールや法令を遵守してご利用ください。

【多目的室】

1. 常設の備品で必要な物品は、利用者が準備してください。
2. 延長して利用したい場合は、農業公園管理者に相談してください。空き状況により利用できる場合があります。
3. 退出時は、利用前の状態に戻してください。

【シャワー室】

1. 延長して利用することはできません。決められた時間内で利用してください。